

受診者の権利と義務

- 1 受診者の皆様は、1人の人間としての人権・人格を尊重される権利を有します。
- 2 受診者の皆様は、良質な健康診断を受ける権利を平等・公平に有します。
- 3 受診者の皆様は、健康診断の受診にあたり、身体の安全を保証される権利を有します。なお、受診者の皆様は、安全確実な受診のために、現在の身体の状況、治療中の疾病、病歴、薬剤アレルギーの有無等ができる限り正確かつ詳細に医師に伝える義務を有します。
- 4 受診者の皆様は、健康診断に係る個人情報及びプライバシーが守られる権利を有します。また、受診者の皆様は、検査結果等の情報を知る権利及び検査結果等に係る個人情報の開示を求める権利を有します。
- 5 受診者の皆様は、医師による健康診断の判定結果に基づき、医療機関を選択し、精密検査や治療を受けるかどうかを決定する権利を有します。
- 6 受診者の皆様は、健康診断の会計並びに費用の説明を受ける権利を有します。
- 7 受診者の皆様は、健康診断に関して疑問点や問題点がある場合は、苦情を申し立てる権利を有します。